

千葉県保育所（園）地域活動事業実施要綱

（目的）

第1条

この要綱は、多様化する保育需要に対応するとともに、本市に設置された保育所、認定こども園及び地域型保育事業所（以下「保育所（園）」という。）の有する専門的機能を地域住民のために活用するため、千葉県保育所（園）地域活動事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって、地域に開かれた保育所（園）づくり及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「社会福祉法人等」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条の規定により設立された社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された学校法人等及び市がその設置を認可した保育所（園）の設置者である法人等をいう。

（実施保育所（園））

第3条 事業を実施する保育所（園）（以下「実施保育所（園）」という。）は、次に掲げる施設とする。

- （1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項及び第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）
- （2）認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
- （3）児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

（事業の種類）

第4条 事業の種類は、次のとおりとする。

- （1）世代間交流等事業
- （2）異年齢交流等事業
- （3）育児講座・育児と仕事両立支援事業
- （4）小学校低学年児童の受入れ
- （5）地域の特性に応じた保育需要への対応
（世代間交流等事業）

第5条 世代間交流等事業は、保育所（園）に入所している児童（以下「入所児童」という。）が高齢者福祉施設、介護保険施設等に訪問し、又は当該施設若しくは地域の高齢者を保育所に招待して、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を行うことにより、世代間のふれあい活動を行うものとする。

（異年齢児交流等事業）

第6条 異年齢児交流等事業は、入所児童が保育所（園）を退所した児童及び地域の児童とともに地域的行事、野外活動等の共同活動を行うことにより、児童の社会性を養うものとする。

（育児講座・育児と仕事両立支援事業）

第7条 育児講座・育児と仕事両立支援事業は、入所児童の保護者及び地域の乳幼児を持つ保護者等に対し、保育所（園）を拠点として、育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行うものとする。

（小学校低学年児童の受入れ）

第8条 小学校低学年児童（1年生から3年生程度。以下同じ。）の受入れは、小学校低学年の児童を、千葉市一時預かり事業実施要綱に基づき実施する一時預かりの場等を活用して行い、当該児童の適切な処遇及び安全の確保を図るもののうち、市長が認めたものとする。

2 前項の受入れに係る保育所（園）1か所あたりの受入れ児童数は、5人程度とする。

（地域の特性に応じた保育需要への対応）

第9条 地域の特性に応じた保育需要への対応は、地域の実情に応じた活動のうち、市長が認めたものとする。

（実施方法等）

第10条 事業は原則として、定期的にかつ継続して行われ、並びにその実施により地域住民及び児童の福祉の向上が見込まれるものでなければならない。

2 実施保育所（園）の長は、入所児童の保育に支障が生じない方法により事業を実施しなければならない。

（報告）

第11条 事業実施保育所（園）の長は、毎月15日までに、前月分の千葉市保育所（園）地域活動事業実施状況報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 千葉県保育所地域交流事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。